

○ 西いぶり広域連合会計管理者の補助組織規則

平成 12 年 3 月 28 日
規則 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 5 項の規定に基づき、会計管理者の補助組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 会計管理者の権限に属する事務を処理するため、会計課を設置する。

2 課に課長その他必要な職員を置く。

3 前項に定めるもののほか、必要に応じて主幹及び主査を置くことができる。

(分掌事務)

第 3 条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。

(2) 収入及び支出に関すること。

(3) 指定金融機関に関すること。

(4) 歳入及び歳出の決算に関すること。

(5) その他会計事務に関すること。

(職務)

第 4 条 課長は、会計管理者の命を受け、課の分掌事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主幹及び主査は、上司の命を受け、分掌事務に従事し、部下職員を指揮監督する。

3 係員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

(職位)

第 5 条 課長及び主幹は課長職、主査は係長職とする。

(準用)

第 6 条 会計管理者の権限に属する事務の専決及び代決については、室蘭市会計管理者事務専決及び代決規程（平成 9 年室蘭市訓令第 4 号）の例による。

2 前項に定めるもののほか、会計課職員の服務及び事務の処理については、それぞれ西いぶり広域連合の関係規定の例による。

附 則

この規則は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年7月1日から適用する。